

低圧蓄熱調整契約

(選択約款)

平成28年2月1日実施

1 目 的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を行ない、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成28年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適用条件

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧総合利用契約もしくは低圧季特別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約（平成27年5月18日届出。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
- (2) 夜間時間
毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時まで

の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧総合利用契約もしくは低圧季時別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{その1月の蓄熱電力量} \\ &\quad \times \{ (4) \text{の電力量料金単価} - (5) \text{の蓄熱単価} \} \end{aligned}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）により計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量、稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 電力量料金単価

電力量料金単価は、次のとおりといたします。

イ 供給約款の低圧電力または選択約款の低圧総合利用契約として電気の供給を受ける場合

電力量料金単価は、その1月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について供給約款の低圧電力または選択約款の低圧総合利用契約の該当料金を適用して算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその1月の使用電力量で除してえた値といたします。

ロ 選択約款の低圧季時別電力として電気の供給を受ける場合

電力量料金単価は、その1月の夜間時間における使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について選択約款の低圧季時別電力の該当料金を適用して算定された電力量料金（燃料費調整額を含まないものといたします。）をその1月の夜間時間における使用電力量で除してえた値といたします。

(5) 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	10円 78銭
-----------------	---------

(6) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

ハ 電力量料金単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引き（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）により算定された使用電力量を合算してえた値といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

(3) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力量は、供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(2)に準じて計量した夜間使用電力量を合算してえた値といたします。

(4) 夜間使用電力量の計量は、1 計量をもって行ないます。

(5) 当社が承認した小容量の水蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

7 自動制御装置等によりピーク調整を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、(2)によるものといたします。

イ 別表（調整期間および調整時間）に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ロ 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

(2) 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、5（料金）によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

蓄熱ピーク調整割引額 = ロの契約調整電力 × ハの割引単価

なお、その1月に別表（調整期間および調整時間）に定める調整期間およびそれ以外の期間がともに含まれる場合の蓄熱ピーク調整割引額は、上式によって算定された蓄熱ピーク調整割引額にその1月に含まれる調整期間の日数のその1月の検針期間の日数に対する比を乗じてえた値といたします。

ロ 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワットにつき	1,544円 40銭
-----------------	------------

8 その他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この選択約款に定めのない事項については、供給約款の低圧電力にかかわる規定または選択約款の低圧総合利用契約もしくは低圧季特別電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、平成28年2月1日から実施いたします。

2 適用条件についての特別措置

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧総合利用契約もしくは低圧季時別電力として電気の供給を受け、蓄熱運転によって、4（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合には、平成28年3月31日までの期間に限り、3（適用条件）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。

別 表

調整期間および調整時間

(1) 調整期間

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。

(2) 調整時間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの時間といたします。ただし、次の日の該当する時間を除きます。

イ 土曜日および日曜日

ロ 7月の第3月曜日、8月11日および9月の第3月曜日

ハ 各年ごとに定める次の日

平成28年	9月22日
平成29年	9月23日
平成30年	9月23日
平成31年	9月23日
平成32年	9月22日
平成33年	9月23日
平成34年	9月23日
平成35年	9月23日
平成36年	9月22日
平成37年	9月23日

ニ ロまたはハに定める日が日曜日となる場合、その翌日

ホ 8月13日、8月14日、8月15日および8月16日

